

国立大学法人東京農工大学先端産学連携研究推進センター運営規則の一部改正

現行	改正案	改正理由
<p>本則</p> <p>(事業)</p> <p>第4条 センターは、次に掲げる事業を行う。</p> <p><u>(1) 本学の研究開発及び産官学連携推進の戦略調整に関すること。</u></p> <p><u>(2) 外部資金の導入の促進及び支援に関すること。</u></p> <p><u>(3) 全学的な重点研究開発プロジェクトの推進に関すること。</u></p> <p><u>(4) 若手教員の研究開発プロジェクトの支援に関すること。</u></p> <p><u>(5) 共同研究等を行う者、本学で生じた研究成果を基に起業した企業及び起業しようとする本学の教員並びに第12号の教育研究を行う者に対する施設の提供及び助言等の必要な支援に関すること。</u></p> <p><u>(6) 知的財産の保護及び活用の推進に関すること。</u></p> <p>(7) 学外の諸機関等の技術者に対する技術教育及び援助に関すること。</p> <p><u>(8) 企業、その他の学外の諸機関等に対する学術情報の提供及び技術相談に関すること。</u></p> <p><u>(9) 研究開発プロジェクトの推進、共同研究及びインキュベ-</u></p>	<p>本則</p> <p>(事業)</p> <p>第4条 センターは、次に掲げる事業を行う。</p> <p><u>(1) 研究情報の管理及び研究力の分析に関すること。</u></p> <p><u>(2) 大型の公的研究資金に係る情報収集及び研究プロジェクトの支援に関すること。</u></p> <p><u>(3) 科学研究費助成事業に係る情報収集及び各研究院と連携した同事業への申請に係る支援に関すること。</u></p> <p><u>(4) 本学発ベンチャーに係る情報収集及び支援に関すること。</u></p> <p><u>(5) 本学の所有する知的財産を活用した産官学連携による研究支援及びマッチング業務に関すること。</u></p> <p><u>(6) 大型の共同研究の新規開拓支援及び企業との連携を基にしたマッチングファンドによるプロジェクトの支援に関すること。</u></p> <p>(7) 学外の諸機関等の技術者に対する技術教育及び援助に関すること。</p> <p><u>(8) その他先端産学連携研究推進センター長が指定する研究力の向上に係る支援に関すること。</u></p> <p>(9)～(13) 削る</p>	

<p><u>ション等を行う施設及び設備等の運営に関すること。</u></p> <p><u>(10) 産官学連携及び知的財産に係る教育研究に関すること。</u></p> <p><u>(11) センター職員の能力開発プログラムの作成及び実施に関すること。</u></p> <p><u>(12) 大学院学生等の自由な発想と創造性を育成する教育研究に関すること。</u></p> <p><u>(13) その他センター長が必要と認めた事業に関すること。</u></p> <p>(リサーチ・アドミニストレーター)</p> <p>第8条 センターに、次の各号に掲げるリサーチ・アドミニストレーターを置く。</p> <p>(1) (略)</p> <p><u>(2) 統括リサーチ・アドミニストレーター</u></p> <p><u>(3) 主任リサーチ・アドミニストレーター</u></p> <p><u>(4) リサーチ・アドミニストレーター</u></p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>2 総轄リサーチ・アドミニストレーターは、学長特任補佐をもって充て、センター長及び副センター長を補佐するとともに、前項本文に規定するリサーチ・アドミニストレーターの業務を総轄する。</p> <p>3 第1項本文に規定するリサーチ・アドミニストレーターは、専任教員と協力して第4条に規定する事業を遂行する。</p> <p><u>(チーム)</u></p> <p>第9条 <u>センターに、先端研究推進チーム、産学連携推進チーム</u></p>	<p>(リサーチ・アドミニストレーター<u>及び特任教員</u>)</p> <p>第8条 センターに、次の各号に掲げるリサーチ・アドミニストレーター及び特任教員を置く。</p> <p>(1) (略)</p> <p><u>(2) 特任教授</u></p> <p><u>(3) 特任准教授</u></p> <p><u>(4) 特任講師</u></p> <p><u>(5) 統括リサーチ・アドミニストレーター</u></p> <p><u>(6) 主任リサーチ・アドミニストレーター</u></p> <p><u>(7) リサーチ・アドミニストレーター</u></p> <p>2 総轄リサーチ・アドミニストレーターは、学長特任補佐をもって充て、センター長及び副センター長を補佐するとともに、前項に規定するリサーチ・アドミニストレーター<u>及び特任教員</u>の業務を総轄する。</p> <p>3 第1項に規定するリサーチ・アドミニストレーター<u>及び特任教員</u>は、専任教員と協力して第4条に規定する事業を遂行する。</p> <p><u>(タスクフォース)</u></p> <p>第9条 <u>センター長は、第4条に掲げる事業を実施するために、</u></p>	
--	---	--

<p><u>及び総合研究支援チームを置く。</u></p> <p>2 <u>次の各号に掲げるチームにそれぞれチーム長を置き、当該各号に定める者のうちからそれぞれセンター長が指名する。</u></p> <p>(1) <u>先端研究推進チーム 統括リサーチ・アドミニストレータ</u></p> <p>ニ</p> <p>(2) <u>産学連携推進チーム 専任教員</u></p> <p>(3) <u>総合研究支援チーム 統括リサーチ・アドミニストレータ</u></p> <p>ニ</p> <p>3 <u>チームについて必要な事項は、別に定める。</u></p> <p>第13条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) <u>チーム長</u></p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(5) <u>農学研究院及び工学研究院から選出された研究院を本務とする教授 各2人</u></p> <p>(6) (略)</p> <p>(7) (略)</p> <p>(8) <u>その他委員会が必要と認める者</u></p> <p>2 前項第5号及び第8号に規定する委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、委員に欠員の生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。</p>	<p><u>センターにタスクフォースを置くことができる。</u></p> <p>2 (削る)</p> <p>2 <u>タスクフォースについて必要な事項は、別に定める。</u></p> <p>第13条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) <u>専任教員</u></p> <p>(5) <u>特任教授</u></p> <p>(6) <u>統括リサーチ・アドミニストレータ</u></p> <p>(7) <u>農学研究院及び工学研究院から選出された研究院を本務とする教授 各2人</u></p> <p>(8) (略)</p> <p>(9) (略)</p> <p>(10) <u>その他委員会が必要と認める者</u></p> <p>2 前項第7号及び第10号に規定する委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、委員に欠員の生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。</p>	
---	---	--

附 則(産規則第1号)

この規則は、平成28年4月18日から施行し、平成28年4月1日から適用する。